

みらいとうぶ E（志賀町分譲地）申込みの手引き

1. 申込者の資格

申込みされる方は、次のすべての項目に該当することが必要です

- (1) 志賀町に定住を希望し、住民登録のできる方
- (2) 申込み申請時に、申請者が18歳以上45歳未満であること
- (3) 本契約締結後、3年以内に自己の住宅建設工事に着手できる方
- (4) 税金等の公的な支払いを滞納していない方

2. 申込みの条件

- (1) 申込みは、1世帯1区画に限ります

※2名以上（共有）での申込みも可能ですが、この場合でも1区画のみの申込みとします

- (2) 申込み後、売買契約締結日から10年間は転売及び賃貸等はありません

【10年間の買戻特約を設定します】

- (3) 建築物は戸建住宅とします

※兼用住宅の場合は住居部分が全体の2分の1以上で、店舗等の広さが50㎡以内

<例> 事務所、日用品の店舗、理髪店、学習塾など

3. 申込み方法等

- (1) 受付場所

〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場 まち整備課

TEL：0767-32-1111（代表） 0767-32-9211（直通）

- (2) 申込み必要書類

- ・みらいとうぶ土地売買申込書・・・1通
- ・申込者および居住予定者全員の住民票（1ヶ月以内に取得したもの）・・・1通

- (3) 申込み方法

- ・購入希望者は、申込書を上記受付場所（まち整備課）に持参または郵送（必着）ください
- ・申込書提出前に必ず電話にて連絡をお願いします

4. 契約締結等

- (1) 譲受人に決定したときは、みらいとうぶ土地売買決定通知書を交付します

- (2) 売買契約の締結は、決定通知後から 15 日以内に行うこととします
- (3) 譲受人が契約を締結しない場合は、譲受人としての資格を取り消します

5. 売買代金の支払い方法

売買契約締結後、30 日以内に土地代金等を納入通知書により、支払っていただきます
また、土地代金のほか、上水道(77,000 円)及び下水道負担金(300,000 円)が必要です

6. 所有権の移転

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転し、物件を引き渡したものとします
- (2) 売買契約および所有権の移転登記に関する必要な費用（収入印紙、登録免許税等）は、すべて譲受人の負担となります

7. 違約金等（契約の解除）について

（１）３年以内に住宅建設に着手できなかった方は、最大２年の期限延長ができます

（２）契約の解除及び期限延長に伴う違約金等の取扱い

項 目	３年以内に住宅建設に着手できなかった方		５年以内に住宅建設に着手できない方
	契 約 の 解 除	２ 年 間 延 長	
違 約 金	３０万円	無	５０万円
土地売買契約	契約に基づき町が土地を買戻す	—	契約に基づき町が土地を買戻す
水道および 下水道負担金	返還なし	—	返還なし
奨 励 金	—	対象外	—

9. 物件概要（説明）

所 在 地：石川県羽咋郡志賀町高浜町マの部（高浜町新大念寺）

土地の地目：宅地

都市計画法：都市計画区域（非線引区域）

建築基準法：建ぺい率７０％ 容積率２００％

道 路：公道（町道）【幅員６ｍ】

電 気：北陸電力（株） ほか

上下 水道：志賀町役場まち整備課上下水道室

ガ ス：プロパンガス

売 主：石川県羽咋郡志賀町